

# 《翻刻・紹介》『古新奇談』

——『宝曆雜録』改題本

## 貳篇第六・第八・第拾壹

浜田泰彦

はじめに

中京大学図書館に所蔵される『古新奇談』（半紙本三巻三冊）は、『宝曆雜録』の改題写本である。『宝曆雜録』の諸本については、既に先行研究がそなわるもの<sup>〔1〕</sup>、改題本の所在についてはこれまでのところ報告がない。加えて、『古新奇談』は、国文学研究資料館ホームページ内の「日本古典籍総合目録データベース」には、同図書館蔵本以外確認されていない。当該本は全冊が揃っておらず、したがって前後の内容も他本によって明らかにすることができない現状にあるが、『宝曆雜録』の享受のあり方を窺知しうる貴重な資料であるため、本稿で翻刻紹介することとした。

『宝曆雜録』は、書名の通り宝暦年間（一七五一—一七六四）に幕閣から町人に至るまで様々な人々が起こした種々の事件、大坂を中心とした市井の出来事を寄せ集めた写本

巷談集である。とある町人の男性が後妻に殺害された一件（「大坂兵庫町九兵衛後妻霜夫をあやめる事」）や、越後国水原の代官の子息が身持放埒であったために、飢餓に悩まされた民百姓を助命するためのせつかくの「救米<sup>すけまい</sup>」を遣い込んだために流罪に及んだ一件（「北国民御救米御仁愛之事」）などといった醜聞に属する内容でさえ実名を憚ることなく明かしているため、享保の出版条例を持ち出すまでもなく、版本での刊行はかなわず、もっぱら写本で流布した。全三篇五十冊にも及ぶと伝わる大部な写本であるにもかかわらず、「宝曆雜録」こそ大阪最初の巷談集と考える間違いなさそう<sup>〔3〕</sup>なまでに流布を遂げたのであった。

さて、『古新奇談』は貳篇の三巻全二十四話のみが残存している。

結論から述べれば、全話既に『上方藝文叢刊』に翻刻紹介されている話材と同内容であり、新規の章段はなかった。

『宝曆雜録』との章段対照は、**【別表】**に譲りたい。『宝曆雜録』の全諸本の本文比較対象すべきであるが、到底私の力量には及ばず、網羅的調査には至っていない<sup>4)</sup>。中之島図書館朝日新聞社文庫蔵本（請求番号 朝日32533）とのみ本文を比較したところ、『古新奇談』とは字句の相違はあるものの、章段の大意に相違は認められなかった。

とはいえ、多少の差異はみとめられる。「泉町紙屋嘉助乱死之事」（貳篇第六）は、朝日新聞社旧蔵『宝曆雜録』「酒屋亭主釜入即死の事」（初編卷之八）をコンパクトにまとめた内容<sup>5)</sup>になっており、紙屋嘉助の下人が湯を沸かしながら煙草を呑んでいる箇所はカットされている。また、「撰州黒川村乞食騒動之事」（貳篇第六）は、同蔵本『宝曆雜録』「撰州黒川村非人共狼藉の事」（初編卷之八）と同内容であるが、困窮した乞食の騒動を收拾しえなかった細井安藝守・桜井丹後守の二名の大坂町奉行を「愚鈍之両奉行」、「御両人共愚昧の生質」と『古新奇談』では指弾するのに対し、『宝曆雜録』ではそのような文言はみられない。

『古新奇談』残存本二十四話は、おおむね宝暦八（一七五八）〜九（一七五九）年に集中している。例外を除けば、年代順に配されているものと考ええる。

『古新奇談』の筆跡は比較的達意である。しかしながら、「御代官山中源四郎一件之事」（貳篇第八）と「北国民御

救米御仁愛之事」（貳篇第拾巻）の内容が重複してしまっている等の不手際も犯している。『古新奇談』の成立時期を確定しうる内部徴証はないが、推定しうる材料はある。『宝曆雜録』「秋の頃正月規式之事」を『古新奇談』では、「金銀儀礼遣ひ之事」と「大坂御城堀はまり之事」に分割し、『古新奇談』「諸方好士狂歌発句之事」は、『宝曆雜録』から「専念寺開帳女郎百人一首の事」と「無縁客新町遊興諸詠之事」を接続して、両者を開好堂口松の「狂歌のいと面白き」「はなし」の見立てる編纂を行っている。以上の事象から、『古新奇談』は『宝曆雜録』の諸本がある程度揃った時点で、手を加えて成立した書冊であると考ええる。

『古新奇談』という書名からすぐに『宝曆雜録』を思い浮かべることは、困難であろう。だが、「奇談」という書名<sup>7)</sup>に目を転じると、実事を記した写本に用いられる例は少なくない。たとえば、三河国内の寺院の由来を書き遺した『寺院奇談』（西尾市岩瀬文庫蔵本、請求番号883）や、明和八（一七七七）年四月中旬から下旬にかけて難波の人々が続々と御蔭参りを行った記録を書き遺した『御影参／難波語』辛卯奇譚』（西尾市岩瀬文庫蔵本、請求番号883-18-2）、文政六（一八二二）年に紀伊国の農村で発生した早魘や一揆等を記録した一気散人序『百生一奇談』

【別表】『古新奇談』・『宝曆雜録』各章段対照表

	「古新奇談」 奇談 話数	「宝曆雜録」		「古新奇談」 奇談 話数	「宝曆雜録」
12	大坂御城堀はまり之事	「秋の頃正月規式之事」	24	蝦夷ヶ嶋細見の事	「蝦夷が嶋細見の評事」
11	金銀儀礼遣ひ之事	「秋の頃正月規式之事」	23	蝦夷ヶ嶋細見の事	「蝦夷が嶋細見の評事」
10	谷町酒屋の表 <small>正</small> 女 <small>正</small> の首捨置事	谷町軒下に女の生首有し事	22	北国民御救米御仁愛之事	「北国民御救米御仁愛之事」
9	摂州黒川村乞食騒動之事	摂州黒川村非人共狼藉の事 (中之島図書館本)	21	名歌の徳にて火災逃れし事	「名歌の徳にて火災逃れし事」
8	泉町紙屋嘉助乱死之事	酒屋亭主釜入即死の事	20	本間孫四郎弓勢末世に明白之事	「本間孫四郎弓勢末世に明白之事」
7	京都諸司代堂上方 <small>正</small> 御引合之事	「釣鐘町火見所々高梯子始りし事」	19	諸方好士狂歌発句之事	「専念寺開帳女郎百人一首の事」+ 「無縁客新町遊興語訳之事」
6	松平陸奥守殿御拂米之事	「政宗公兵具今宮村庄屋所持の事」 後半	18	江戸大火之事	(江戸大火の事)+ (江戸城ともし油の事)
5	大坂町中武家方無礼の義御触之事	「釣鐘町火見所々高梯子始りし事」	17	將軍宣下之事	(將軍家御昇進勅使の事)
4	四季の手まり歌之事	「色町悪口手鞠歌の事」	16	河洲久宝寺村安井何某が事	(久宝寺村庄屋請地の事)
3	大坂所々刃傷記し集る事	大坂所々刃傷記し集る事	15	大坂油屋願之事	「撰府油屋出入御政法之事」
2	霜御追放に逢ふ事	九兵衛女房霜御追放に逢ふ事	14	御代官山中源四郎殿一件之事	「北国民御救米御仁愛之事」
1	大坂兵庫町九兵衛後妻霜夫をあやめる事	大坂兵庫町九兵衛後妻霜夫をあやめる事	13	阿蘭陀木綿種之事	「名歌の徳にて火災遁れし事」後半
	「古新奇談」	「宝曆雜録」		「古新奇談」	「宝曆雜録」

※『宝曆雜録』の章題は、断りが無い限り『上方藝文叢刊』8所収に拠った。

(和歌山県立文書館堀家文書蔵本、請求番号スー54)<sup>8)</sup> 等がある。このように実録系写本に採られた書名の「奇談」の性格もあわせて考察しなければならないが、後考を期すこととしたい。

『古新奇談』の残存巻が限られているため、全貌を明らかにできないのは遺憾であるが、ここに紹介し、大方のご批正を仰ぎたい。

【注】

(1) 『上方藝文叢刊』8上方巷談集(一九八二年、八木書店)では、大阪府立中之島図書館朝日新聞文庫蔵本をはじめとする七本が紹介されている(『宝曆雜録』の校注担当者は、井口洋氏・松原秀江氏)。

七点のほか、「日本古典籍総合目録データベース」では、万榮居士著として京都大学附属図書館蔵本(貸本屋大野屋惣八旧蔵本)と大阪天満宮所蔵本が掲載されている。なお、この二点については、山本秀樹「志道軒補考―『宝曆雜録』記事の検討」(『江戸文学』24 二〇〇一年十一月)にも言及がある。

(2) 京都大学附属図書館蔵本(貸本屋大野屋惣八旧蔵本)万榮居士序文に「今のふる処の雑語、題号とし宝曆雜録として、初篇廿五卷、後篇拾五卷、俗篇十卷、部して五十冊に筆を畢ぬ」とあるのに拠る。なお、

引用は中村幸彦「宝曆雜録」(『中村幸彦著述集』第十四巻 一九八三年、中央公論社)所収に拠った。  
(3) 多治比郁夫「大阪の巷談集」(『京阪文藝史料』第二巻 二〇〇五年、青裳堂書店)。

(4) 本稿は、高橋圭一「実録研究の今―中村幸彦から三十年」(『文学』第16巻・第4号 二〇一五年七月八月)「実録の諸本調査はきりが無い。諸本調査に殊更に長い時間はかけず、できるだけ楽に終えて先に進めなければ、実録研究の進展など望むべくもない」との文言により、翻刻紹介を行ったものである。  
(5) 『上方藝文叢刊』8所収本文は、朝日新聞社旧蔵本に同じである。

(6) 「本間孫四郎弓勢末世に明白之事」(第拾壺)は宝曆二年、「撰州黒川村乞食騒動之事」(第六)は宝曆六年である。

(7) 宝曆四(一七五四)年刊行の『新增書籍目録』に初めて登場する分類項目である「奇談」から、広く近世中期以降の文芸を覆う概念規定を考察した一連の飯倉洋一氏の諸論考(『近世文学の一領域としての「奇談」』(『日本文学』第61巻第10号、二〇一二年十月)等)がある。

(8) 和歌山大学図書館紀州藩文庫所蔵本の書名は、『百

姓「揆談」である。「奇談」ではなく「一揆」の記録として書名が採られている。

翻刻底本とした中京大学図書館蔵本（請求番号 9135・K086・26811）の書誌事項を以下に掲げる。

所蔵 中京大学図書館

表紙 白茶地朱色刷毛目文様、二二・五×一五・八糎。

書型 半紙本三卷三冊（零本）。

外題 左肩に「古新奇談二編六」、八、十一（墨書）。

目録題 「古新奇談貳篇第六」、第八、第拾巻

内題 「古新奇談第六」、第八、第拾巻

構成 貳編第六…二七葉、貳編第八…二六・五葉（遊紙一葉）、二編第十一…二七葉（遊紙半葉）。

紙数 計八〇・五葉（遊紙一・五葉）。

奥付 なし。

装丁 袋綴じ。

字高 一八・五糎。

行数 每半葉八行。

編著者 不明。

印 「江州／多喜井／日野」（墨長方印）および中京大

学図書館蔵書印（朱長方印）。

### 【翻刻本文】

#### 《凡例》

- 一、中京大学図書館蔵本を底本とした。
- 一、漢字の旧字・異体字・俗字は、原則として、通行の字体に改めた。
- 一、合字は開いた。
- 一、清濁は底本に従った。
- 一、振仮名は底本に従った。
- 一、適宜句読点と鍵括弧を補った。
- 一、割書きは〈 〉に表記した。改行は「／」で示した。
- 一、底本の丁移りは「」（二葉才）のように示した。

#### 《翻刻》

古新奇談貳篇第六

#### 目録

- 一 大坂兵庫町九兵衛後妻霜夫をあやめる事
- 一 霜御追放に逢ふ事
- 一 大坂所々刃傷記し集る事
- 一 四季の手まりうたの事（一葉才）
- 一 大坂町中武家方へ無礼之儀御触之事
- 一 松平陸奥守殿御払米之事

一 京都諸司代堂上方江御引合の事

一 泉町紙屋嘉助礼死之事

一 摂州黒川村乞食騒動之事

一 谷町酒屋之表江女の首捨置事(一葉ウ)

### 古新奇談第六

大坂兵庫町九兵衛後妻霜夫をあやめる事

大坂兵庫町の借宅に新宮屋九兵衛といふ者あり。妻におくれて一子平四郎九歳なり。「後妻なくては平四郎養育出来がたし。」と、今年大坂佐土屋町借屋何某が妹霜といふ女、年三十斗なる者を後妻にむかへたり。然るに此後妻霜(二葉才)夫婦のまじわりはむつまじくといへ共、継子平四郎をいとむ心曾てなし。九兵衛も「行末覚寤なし。」とや思ひけん。媒をよびしかくの物語して、後妻霜に離縁状一通をあたへて永のいとまを遣はしたり。其後霜が着たりし衣服諸道具をも残らず渡して事済たり。然かれ共、此後妻九兵衛をしたふ心あたるにや。度く九兵衛かたへ来りて、とや角いふといへども、九兵衛曾てとりあへず(二葉ウ)宝暦八年とらの十一月十三日の夜暮六ッ過に、九兵衛は主人ざこば町新宮屋九兵衛方より一子平四郎をつれ、風呂へ入に行て帰り、火を灯して夜飯をたべ居たる処に、彼霜風呂敷つ、み壺ッを手にて持て来り、九兵衛へ

申けるは、「先日当家を出し時、銀子少々其元のたんすの第一ばんの引出し角の方にあるを忘れたり。ゆへに取に來りたり御渡し下さるべき。」よし(三葉才)申故、九兵衛はたんすの引出しにもさ様の物見あたらず。「大方覚へわすれならん。何ぶん離別したる女房の我家へ来る事世上の聞へもあり。其上理におゐて来るまじき事なれば、此のち、ふつゝ參るまじ。」と念入申聞せけるに、女房霜「其返答はなくて、とかくは銀子たんすにあるや見て給われ。」と申故、九兵衛立あがり、たんすをこ、かしことさがし居る内に、霜は表の戸口を(三葉ウ)しめ、かけがねをかきて、やがて九兵衛が傍へより、風呂敷包の内より手はやく出刃庖丁取出し、九兵衛か耳のあたりよりのんどへかけて一糸ぐりとつきかけた。九兵衛何心なくたんすをさがし居たりしゆへ、耳の根を一突つかれながら霜がた、きたると覺へて、「何としをる女浪人め。」との、しりながら、頓で霜が右の手をぬち上アみれば、庖丁を持たる故、「さてはつかれたる。」と心得す(四葉才)すぐに霜が持たる庖丁をうばひとり、庭へなげのけ、「やれ平四郎。継母めがと、に疵を付たり。けがせぬ内にそとへ出よ。」と逃しやりて、霜をなげ、上へのり、此時霜またふところより庖丁を出して九兵衛にめくらづきに突か、りしをばひ取捨たり。元來此女は紀州生れにて大力ある女なれども、九兵衛

に無二無三につかみ付喰付んとするを、九兵衛は近所に知りたる大力、人に「(四葉ウ)こへたる男なれば、霜も庭へなげ付るをおき直り、また剃刀を出して九兵衛がのんどを突んとす。是をもうばひ取てねぢ伏しが、度く少に宛手疵おひたり。身内は血まぶれ殊にかみそりを取しなまじりへさわり、是より血眼へ入、めくらの様に成、せん方なき折から平四郎近所へ知らせければ、あたりの若き者共三人立合て霜をだきとめけれ共、力つよくつき」(五葉才)たをし、あたりの者をなげ付、かたく少しはもてあましたるなり。女の事なれば皆侮りおもひしに、下地力強く、殊に死身になり向ふ見ず、九兵衛日比達者を知りながら、「巨をしめ庖丁にて突殺さん。」と思ふ程の女なれば、手あらくして、そばへ寄付ず、近くへよる者を喰付などしければ、やまひ犬にさはるがごとく手にあまれ共、其内若もの段々集まり、割木等にて大勢た、き」(五葉ウ)立、やふく引ふせ、縄にてくるく巻にぞ仕たりける。扱九兵衛に人々血などぬぐひ見てあれば、数ヶ所の疵あり、外科医師をよび寄、焼酒にて疵を洗ひ膏薬をはり、其上にて主人新宮や治郎兵衛へも知らせ、手代藤兵衛・左兵衛といふ者来たり。家守町人年寄も申談じ、九兵衛伯父を呼寄、対談の上にて 御公儀江訴へけり。』(六葉才)

### 九兵衛女房霜御追放に逢ふ事

早速御檢使として、同心衆式人御出あり。疵口を改られければ、左りの耳のあたり手疵長サ壱寸八歩深サ五六分なるが、深疵にて残る疵はみな浅疵なり。九兵衛元来元氣能候得は、養生いたし、九兵衛自身に口上書を以てさらりと訊きこへ、其上にて兵庫町会所へ御檢使」(六葉ウ)入らせられ、さいぜんからめ置たる後妻霜を呼出し、「いか成わけにて離縁の夫九兵衛を殺害しかけぬるや。」と御尋、霜が申候には、「もはや何も申訳は御座なく、とかく九兵衛首尾能殺し、我か身もすぐに自害いたし相果べきと存詰候処、かゝる仕合にて口おしく存奉り候。」と申けり。御檢使御尋にて、「庖丁は何方より取来候や。」と御尋、「庖丁は今日暮方穴喰や橋すじ堺」(七葉才)屋宗兵衛方にて式挺買て参り、剃刀は私所持致居候を砥てかゝみの家を作り、それにはさみ、風呂鋪に包持参、かゝる仕合。」といふ。夫より霜が兄佐渡嶋町借り宅せる何某を召れ、庖丁売候さかいや宗兵衛も召れ、何れも口上書御取候檢使は御帰、霜は手がねおるされ、兄へ御預けになり、九兵衛手疵程なく全快。すべて此一件は、さのみ人命を捨る程の事もなかりけれ共、今年は」(七葉ウ)いか成天地の氣うんにや、大坂の地は人氣ありし。扱宝曆九年卯四月廿七日九兵衛一件みなく御公儀江召出され、委細御吟味之上、霜は入牢

仰付られ、九兵衛義は、家主町人江御預なり。同七月十一日双方召出され、女房霜は大坂三郷追放に仰付られ、九兵衛は無御構相濟けり。

### 大坂所々刃傷記し集る事』(八葉才)

同年春の末、御城同心何某が女座頭を切り殺し、其身も自害せしにより已来、立賣堀油屋阿波屋宗兵衛といふ者、木屋市郎兵衛といふ茶屋に遊び、帰りがけに四つ橋の南にてきり殺され、また、薩摩掘の西本願寺の下寺願きやう寺には召仕ひの若党喜平次といふ四十二歳になる者、腰元(こしもと)に心をかけ、くどけ共、聞入ぬをいきどふり、主人上京の留主に彼(か)こしもとが』(八葉ウ)寝間へ忍びくどきけるに、得心せざるをむりにくどくをこまりて、「ちと待たまへ。まづゆるめ給はれ。」とだましすかし、ゆるめし時、すぐに奥方の寝間へ逃(に)げ逃(に)げし喜平次少し酒機嫌も有しや。跡より追かけ行、奥方驚き様子尋ね給ふに、右のよしあらまし(こし)も申ゆへ、喜平治を(こし)かり給へば、常には中(な)く奥方の言葉(ことば)を背(そむ)き申様なる者ならぬに此時は少しも聞入(き)かず。かの奥方(おく)のう』(九葉才)し路(みち)へか、みしを引立んとす。厳しく制(せい)し給ふとき脇差(わきさし)をぬく。是に驚(おど)びてとりさへ給ふとて、手のゆび怪我(けが)がきりより、詮(せん)方(かた)なくのき給ふ。其内(こゝろ)に彼腰元(か)に逃(に)げ逃(に)げしを一打(いち)に切殺(きりころ)しか、る内(うち)、寺内(じない)大勢(おほさま)集(あ)り、喜平次(きへいじ)を

捕(と)らへ、それより御公儀(かうぎ)御吟味(ごぎんみ)の上、獄門(ごくもん)にかゝる。尤三郷引渡(よき)す。また、福しま村離縁(ふくしまむらりえん)せし女房(にやうぼう)多嫁(おほよめ)入(い)せしをいきどふり、よめ入(よめい)せし家(いへ)へ行(い)き、その女房(にやうぼう)并(び)』(九葉ウ)後の夫(おと)とも殺(ころ)して、自分(じぶん)も自害(じがい)したり。無分別(むぶんべつ)の天上(てんじやう)なり。其頃(そのころ)心中(こゝろ)所(ところ)々に数(かず)多く、つとくには書(つ)くしがたく、又、二つ井戸(いど)にて闇(やみ)の夜墨(よすみ)細工(こまか)する者(もの)を切(き)ころしたる者(もの)も不知(しらず)、上町(かみち)にて夜番(よばん)廻(まわ)りしに、酒桶(さけかづ)をこかす者(もの)あり。とがめしがば則(さ)り切(き)り殺(ころ)し、逃(に)げ逃(に)げしを乞食(こじき)軒下(かた)にて能見(よみ)届(とど)け候(まを)得(え)は、侍(ざむらい)と見(み)へて式本指(しきほんさし)なり。切(き)ころし、上塩町(かみしほち)の方(かた)へ逃(に)げたり。此夜番(よばん)永(とこ)々(とこ)相煩(あひまづ)らひ、やふ』(十葉才)く、快(こころ)く其夜(よ)久(く)しぶりにて出候(いで)候。夜(よ)にてか(か)くのこと(こと)し。約束(やくそく)事(こと)か一日(いちにち)の違(ちが)ひにて、翌日(あした)より出(い)たらば杯(さか)と噂(うわさ)あり。大坂惣人(おほさかそうじん)数(かず)五十(ご)余(よ)万人(まん)の地(ぢ)なれば、毎日(まいにち)く少(す)し宛(つ)の事(こと)はこれ有(あ)りべし。世間(よじん)風聞(ふうもん)有(あ)りほどの事(こと)も数(かず)多(おほ)くあれども、つとくには聞(き)に不(た)及(た)ず。今年(ことし)宝曆(ほうりき)八(や)のとしの如(ごと)き不慮(ふりよ)の死傷(しけう)多(おほ)きも天地(てんち)の氣運(きうん)にて、のかれても逃(に)げるべきにあらねども、人(ひと)の自(みづか)らまねける不徳(ふとく)がする事(こと)』(十葉ウ)なれば、人(ひと)々(と)徳(とく)をおさめて天命(てんめい)にゆたねは、何(なに)の恐(おそ)る、事(こと)あらんや。江戸(えど)に名高(なだか)き歌舞(かぶまひ)伎立(ぎだて)役者(やくしや)市川(いちがわ)海老蔵(えぞざう)、老病(らうびやう)にて身(み)まかりぬ。辞世(じせ)農(い)うたに

兼(か)てか(か)く有(あ)るべき身(み)とはし(し)ば(し)ば(し)ば(し)ば)ぬ(ぬ)は(は)か(か)ら(ら)せ(せ)たま(たま)へ極楽(ごくらく)の升(のぼり)

となん案(あん)ずるに、し(し)ば(し)ば(し)ば(し)ば)ぬ(ぬ)は(は)か(か)ら(ら)せ(せ)たま(たま)へ極楽(ごくらく)となん案(あん)ずるに、し(し)ば(し)ば(し)ば(し)ば)ぬ(ぬ)は(は)か(か)ら(ら)せ(せ)たま(たま)へ極楽(ごくらく)



り。舛とは海老蔵が紋三舛なれば、』(十一葉才) 口あひ成  
べし。

但ししば多びとは、江戸に芝海老といふて、こまかき  
多び多くうりに出る舛にて、斗りうる也。しば海老舛  
ではかり、何かのゑんをとりてよめるならん。

#### 四季の手まり歌の事

宝曆九年巳卯春いとまありて、大坂嶋の内道頓』(十一  
葉ウ) 堀なる茶やに遊んで色遊びを専らにし、興たけなは  
に盃もたびくめぐりて、夜も既に更なんころ、暫姉の何  
某成もの三弦を携へて一曲をかなでたり。そのうた、世に  
いふ手まり歌なり。大坂にての一年中行事をのべて、しか  
も閨裏の根芸の言葉をませて面白し。耳に聞たるを筆に記  
して世に伝へんといふ。

初春のこよみひらけば心地よいぞや まづ姫初』(十二  
葉才) ひとつ正月お年重ねてよわいおきやくはつひ門口で  
お礼申や 新造かふるは例のかわらけとりくくなづな七く  
さはやしたつればいきくついおゑびすにじつと手に手  
をしめの内とて奥も二階もはねや手まりのひやうし合せて  
音もとんど、つひでもらへばほね正月にこたへかねつ、ゆ  
くきさらぎやもれて流る、水は薪のふははづかしや ま  
やもまつりかはつ午そふに』(十二葉ウ) てんとねはんの

雲にかくる、屏風の内で床のひがんとまけはしやうらい  
あ、よいやよひとゆびでわるじやれにくみふつり桃の  
節句や汐干といふて千話の火燵であして貝ふみやしゆだう  
ずきとて高野御影供やさて水上は卯月くものちにやひろ  
くしやかも御誕生いきもたへまの床のねりくやうつくや  
夜あけの鐘のひぎの権けん祭りぬれてしつ』(十三葉才)  
ほり五月雨月には道鏡まさりののぼりざほかや かぶとず  
いきをまくやちまきの節句御田のもん日きけいし長命薬ゆ  
くをやらじと留てこたへりやついりんしやうにあいせん  
ず、み祇園のほくくまん中も子供じぶんはよい 夏かぐ  
ら過たしるしかいかひちやうちん地黄玉子でせいを付ては  
みなおはらいやうわ気仲間に付る文月折にふれての七夕客  
に盆の時分はおとり』(十三葉ウ) かこつけふねや中居を  
くどきとるのがおんと、みやこへてむつちり白きふとも、  
通をうしなふ秋月さてもたのもしけつきさかりのきおひ口  
にはおばめい月をぐつと月見ていざよひきみとまたとり  
か、る二度めのひがんこれぞ成仏とつこさんこの音を菊月  
心節句やちやうでするのがまめの月とやみなかたはしにま  
つりしまへば二折三折のべをきらして神なし月やいのこ  
もち』(十四葉才) とておとなも子供もおめこのあたりを  
五夜も十夜もついてもらへばほんにさりとせせひもんはら  
ひつよひおかたやもつと霜月あわをふき屋のふいご祭りか

顔は上氣せうきでほんのお火たいたき大師だいしからしてす、められてはまたしはすれど音おともおろかやよいことはじめよふきうつけのほうき客きやくこそ西にしも南みなみもはいてまはるがす、はきのちにやくたびれほんの餅もちつきはやせつぶんとけがれふぜうの』(十四葉ウ)のやくをはらふてめで数かずとりやてうど三百六十六つひた一イニウ三

### 大坂町中武家方無礼の義御触之事

宝曆九年巳卯年正月下旬、新諸司代井上河内守殿京都御着あやぐくしうせうがた堂上方へ御引合之古例これいとして、御老中松平右京大夫殿御登り、正月下旬兩人禁裏江參内首尾能規式相濟候よし』(十五葉才)同年正月月番町奉行所奥津能登守殿御口上にて、大坂三郷惣年寄共へ仰渡され候は、「近年は大坂町中之者共不心得之者有之、御城内御役人衆は不及申その外公儀役人方通行之節、店先に立はたり、或は大道路筋にても片脇へよけず、無礼の事有之様相聞へ不届之至候。向後さやうの族無之様急度相心得候へ。万一不慎之者有之におひては、御咎』(十五葉ウ)可被仰付候。別而町之医師陸尺共不均にて、公儀御役人衆通行之砌も無礼等有之届候間、急度相改候様左様之義無之様相心得べく候旨、大坂三郷町中不洩様可申渡旨也。近年此通の触は、度々有之候得共、町医師陸尺其儀格別にて被仰出候訳は、

無之候此度はいか成事にや。」と大坂町中不審に存たるゆへを尋るに、卯正月三日、大坂御代官萩原藤七殿年(十六葉才)始御礼と見へて、中の嶋辺へ御出之節、千原卜庵といふ町医師これも年礼に廻ると見へて、乗物にて通り出に藤七殿乗物と卜庵乗物と橋の上にてすれ合、藤七郎殿陸尺を卜庵陸尺共つきとばし候故、藤七郎殿乗物脇に被召連たる家来原田金治、大西三治といふ若党、卜庵乗物を引留、無礼を咎候二付、卜庵乗物よりおりて陸尺共無礼之段御用捨』(十六葉ウ)に預り度段相託被申候故、兩人も聞届罷帰無事に相濟候得者、此事世上に隠れなく人口に懸りけると也。又、正月三日大坂谷町筋寺町におゐて御城之与力衆と見へて、若党一人草履取一人召連られ、よほど御酒を聞き召たる躰にて、大道のまん中に立て居られし時、洪川周齋といふ乗物医師若党を召連、供廻り大勢きほひ立通りけるに、右の与力衆前を乗打に仕たるとて、『十七葉才]此与力衆以の外儀を立、周齋が乗物を立て居られたり。られしに、周齋は浄泉寺といふ寺へ乗物を立て居られたり。頓て与力衆家来をとらへ、「洪川周齋は此方も見知りたる名高き医師なり。いかに当時はつかうのいしや成とて、大勢の供をつれ、若党をつれ、その上、拙者が前を遠慮もなく乗打する事心外之至不届千萬也。周齋公家武家かの家来分にて、公儀』(十七葉ウ)をも不憚若党を召連候而不苦

候哉。若左様にも無之に若党を召連候事は、公儀の御法度也。か様に尋候事、畢竟此方共役筋に懸り候事。」と殊之外六ヶ敷被申候ゆへ、周齋家来共返答申候は、「私共主人の乗物をかき出し、通行に候得共、御手前様方に対し、無礼は決而無御座候。勿論周齋義乗打仕若党召連候義は、近年法眼官位、勅許を蒙り、』(十八葉才)罷在候二付其段町御奉行所へも先年御断申上候故、遠慮なく若党を召連、長刀をも持せ候訳丁寧に断申候二付、与力衆茂尤之事に被存候二付、一言も申分無之段御申にて相済候て、是等之事なれば、此応対を見物せし人山のごとくなれば、つひに町御奉行所へも聞へて町中へ御触流しありけるにや。」と世上の人く〜とりく〜噂なりけり。』(十八葉ウ)

#### 松平陸奥守殿御弘米之事

同年御公儀より大坂町中江御尋有けるは、「奥州松平陸奥守殿御米壹万石此度新規に大坂表江為積上売払ひ被申度旨に候。此米一万石当地へ積廻りうり払ひ被申共、大坂町中之者ども差支候義は無之候哉。」と也。町々より少しも構無御座候段書附を申上旨、「昔より陸奥』(十九葉才)守殿余分の米は、江戸表にて御売払ひにて大坂へは一粒も廻らざりしに、今年より此米大坂へ積登せに成候て行末ながく米高段々に登り候は、大坂繁昌の基ひ成。」と悦あ

へる者多かりけり。「誠陸奥守殿の御知行六拾貳万石余とは申せども、繩はりゆるくして、四百万石斗も有。」よし世に申伝へ待れば、「壹万石大坂へ廻さる、は、九牛が一毛なり。」と皆人申あへり。

宝暦のはじめ、』(十九葉ウ)摂州今宮村庄屋村生利兵衛といふ人に心安くまみへて承りぬるに、むかし元和年中大坂合戦の時、陸奥大守伊達政宗卿へ今の松平陸奥守との先祖なり。此利兵衛宅御本陣なりし故、後の世語りにせよ。」とて、屏風一雙甲冑その外鎧長刀の類、兵具を残し置れて、今に持伝へて御代官交代あつて新代官検見之節は、必ず取出して見せ参らすよしなり。』(二十葉才)

宝暦九年巳卯正月、石川濱田の城主松平周防守殿社奉行仰付させられ、下総国古川の城へ所替仰付させられ、濱田御番所御役義を被勅候由。同年十二月の初春頃、大坂釣鐘町火之見普請始、ふしん材木こしらへは、石町座摩の宮の御旅所也。火之見槽高サ七間余上にて畳一帖を敷つべし。下の土台にては四間に三間余なり。其外、大坂町中橋筋毎に長梯子壹挺つ、建』(二十葉ウ)置となん。長はしこの数凡七拾挺余といへり。高サ四間宛といふ。

#### 京都諸司代堂上方江御引合の事

宝暦九年巳卯正月、新諸司代井上河内守殿を党上方江

御引合披露の爲、御上使は大年寄松平右京大夫殿也。右京大夫殿京都発足の以前に江戸道中筋五幾(二十一葉オ)内の大名小名其外諸役人中触流しあり。「今度御上使として致上京候ニ付、道中筋并に五幾内大小名諸役人衆中より音物の使者等堅無用ニ候。若音物等凶られ候族有之候共、返進申一向請不申候条、其心得有之候やうに。」と御改有之候也。是は近年まいながましき所々に有之候故と見へて、「天晴正直の御胸中かな。」と諸人悦て感じ入ぬ。(二十一葉ウ)

#### 泉町紙屋嘉助乱死之事

宝曆九年巳卯二月、大坂泉町紙屋嘉助といふ酒屋近年、家繁昌して家来数十人召つかふて年々酒數百石を造れり。嘉助は三十歳斗心いきも正直成人柄なりしにいかなるゆへにや、此頃氣持前後ふつ、か成事を折く見へたる由。然し此ほどは、大方に癒て全快と(二十二葉オ)父母兄弟も悦び居けるに、家来共酒造る道具を洗わんとて、大釜に湯をたぎ、又たぎらしたる折から、嘉助衣服を着ながら飛込んで、惣身にへたがれて卒死したり。「此人いかなる悪業を請来りて、かゝる不便の死をとげたり。」と聞人涙を流しけり。

#### 摂州黒川村乞食騒動之事(二十二葉ウ)

宝曆六年子の夏、摂州河部郡黒川村の百姓共、大坂町御奉行所并鈴木町御代官小川新右衛門殿御役所へ訴へ出たる旨を委しくたづぬるに、黒川村は貧民の住居する村にして、村中みなく小家にてしかも近年は殊之困窮し、人数もへり、朝夕の煙も立かね年貢にもみしん多くかゝりけるが、むかしより、此村にやとひ置候所の番太(こつじき)の事也(は正月)(二十三葉オ)元日より三月三日五月五日七月十五日九月九日歳暮までに村中の家より過分の米錢をもらひ来る事、例のやうに成来りて、此比此村困窮に及ぶといへども、相替らずもらひ来るを此村の庄屋年寄組頭など無益の事に思ひける故、番太にその訳を申聞せ断を立、「向後此村に番太居候に不及。」とて、番太にいとまを遣はしける由。其翌日より乞食共男女老若相(二十三葉ウ)交りて、數百人黒川村入込、家々へみだれ入り、食物を乞事しきりなり。村中の家々殊の外迷惑がり、色々断を申聞せ返り候様になだめ相詫候へ共、一円聞入不申。刺家々江乱れ入、乞食ども手づから食物などぬすみくらひ、狼藉仕候ニ付村中打寄、「棒よ。」「杖よ。」とひしめき、たゝき出さんとすれば、乞食は大勢にてしかも強氣に勢ひつよく、村中の者共は非力なれば、却て(二十四葉オ)乞食にたゝかれ、疵付たる者數を知らず。乞食に一人

も怪我なし。右の仕合に付、殊の外難義仕候段訴へ出るによつて、黒川村御支配小川新右衛門殿町奉行所へ御出御対談之上、町奉行所より大坂四ヶ所之乞食頭共へ仰付られ、「左様之族狼藉仕候ず候様に。」と再三御申付有之候得共、黒川村辺之乞食一円帰り不申日々狼藉不働、難義仕候間、御代官新右衛門殿御役所へ度々『(二十四葉ウ) 訴へ出るによつて、町奉行所御対談候得共、愚鈍之両奉行にて、一向訳立不申候二付、新右衛門殿御工夫之上、黒川村近辺之村々年寄庄屋不殘召寄せ候事。

今度河邊郡黒川村乞食共数多入こみ、狼藉いたし候義有之及、難義候旨訴へ来り候此已後、右乞食共黒川村江群集仕候節は、黒川村之近郷告知らせ被申候而、其節『(二十五葉オ) 者近郷之村々より力量有之男共早速かけ付、見附次第に心之俣打擲被仕候。勿論非道之乞食共に候得は、たとひ打殺候ても不苦問その間、承知被仕候。何時にても黒川村注進』いたし候は、無遅滞大勢ひ馳付、黒川村之者共に力を済可遣候。

※【本文注】「注進」の「注」に重ねて灰色の筆で「者」とあり。

急度御申渡有之候。此事を乞食共も聞けるか、翌日より壹人も来らず。黒川村静謐におさまり『(二十五葉ウ) けり。此時大坂の町奉行は、細井安藝守殿桜井丹後守殿也。』御

両人共愚昧の生質ゆへ、是程の細事埒御明ケ不被成。」と皆人評定しあへり。御代官新右衛門殿は老功といひ、才覚ありと知る者はほめぬ物こそなかりけり。

#### 谷町酒屋之表 江女の首捨置事

宝曆九年卯二月十二日朝、大坂小谷町伊勢屋『(二十六葉オ) 七兵衛と云へる酒屋のおもて格子上に女の首一ツあり。いかなる者の仕業とも知れず。髪をさばき、首は土中に数日うつもれたる物と見へて、口鼻は大かた肉なく、殊之外見苦き物なり。遠近の見物群集する事おびたし。七兵衛殊の外迷惑におもひ、町人年寄同道して月番町奉行所岡部対馬守殿江書付を以御断申上候得は、与力衆を以委細とはせられ仰渡されるは、「数日を経』(二十六葉ウ) し古首に相違なければ、定て酒酔人の業成べし。子細なく候へば早く墓所へとり捨候様に。」との御上意にて相済ぬ。「まさに酒酔人の悪遊びいやなもの。」とみな人申あへり。是を見たる人々、一日二日は食事に一向存出し難義のよし。まだ児女などは目にちらつき候とて、夜は暮方かざり大人の外はそと通る人もなし。女の首とはみたれし髪にて女と目利いたし鬼の様』(二十七葉オ) にもあり。たとへん方なきこわききたなき物也とつばきはさせぬ者は壹人もなし。難義とて上もなき難義なり。

古新奇談貳編第六終〔二十七葉ウ〕

古新奇談貳編第八

目録

- 一 金銀札遣ひ之事
  - 一 大坂御城堀はまり之事
  - 一 阿蘭陀木綿種之事
  - 一 御代官山中源四郎一件之事
  - 一 將軍宣下之事〔一葉オ〕
  - 一 大坂油屋願之事
  - 一 江戸大火事之事
  - 一 河州久宝寺村安井何某か事〔一葉ウ〕
- 古新奇談第八

金銀錢札遣ひ之事

金銀錢札遣ひ之儀、宝永年中相止候様、前之札遣致し来候様、所々は勝手次第被仕旨、享保十五年相違候。其後、新規之場所札銀札遣ひ願相濟候も有之候故、新規之方も段々相濟候而、一類例も多く相成後之差支も〔一葉オ〕被為之候間、札遣ひ致し来候場所并享保十五年以後新規に相願濟候而は、格別右之外向後新規ニ場所札遣ひ之義はなりがたく候間、主意得候様ニとの事也。

一金銀錢札遣ひ之義は通用致し来候分も向後願ひ成かたく候事

但當時通用致候分は、年季の内は只今迄之通たるべき事〔一葉ウ〕

右之通可被相觸候

右書付同九年卯八月江戸御評定所より被仰下御触流し有り。

大坂御城堀はまり之事

同年号初比、大坂御城の辺りを通行せしに、酒に酔たる人と見へて、御城の堀へあやまつて落ぬ。ほりの内水まんくとして、既に沈むべき〔三葉オ〕その人水練の能有しや。およぎてあなたこなたへ浮ながら大音上て、「たすけ給へ。」とさけぶ。番所の人々参り会て申けるは、「石垣へ手をかけ居るべし。」と申。早速役人へ告げると見へて、脇指斗りさしたる男貳人はかやうの事を支配する役人にて、かるもかるすけとて、公儀より御扶持頂戴いたし、むかしより兩人相勤る本名は有ながらかるもかる助、通り名の由。その節はまりたる人江いひ〔三葉ウ〕聞せしは、「惣じて御城堀へはまりたるもの、此方共に告知らせて、ケ様に引上遣す時は、其人別条なし。若はまりても人手をからず独り上る時は、その者は死罪に被仰付事御大法なり。」とかたき。「誠に御城御堀りは、城郭第一の要害なれば、左も被有事か」といへり。

### 阿蘭陀木綿種之事（四葉才）

同九年初冬、江戸より摂州河州泉州支配の御代官へ、「おらんだの木綿種を少々宛被下、摂州河州の地面木綿を作る百姓共へわり附遣わし置、来年八月に一粒たね蒔こ、ろみ候様に。」との事也。その綿実黒とび色にして、あさがほ様の如し。此綿のこへは、牛のくそを用ひる由。此わた生茂る時は高耆丈余りにて、綿のふく事大に成、手に一つかみほど宛（四葉ウ） ふう。常にはしごをさしてのぼりて、綿をとる由。来年八月たねまきて、こゝろむべき由。綿渡され、阿蘭陀木綿の事、「農業全書」に見得たり。可考のみ。

### 御代官山中源四郎一件之事

同七年丁丑の秋、北陸道五穀みのらず、人多く飢に及びり。公儀并に地頭より「飢人を救はん。」（五葉才）とて米穀をわかち給ひて、飢饉をしのぎ、その不足を補へり。越後国水原の御代官山中源四郎殿よりも、「支配之村々飢人多く有之候間、御救米下し置れ可然。」と江戸御勘定所へ願被遣ければ、早速御救米下され、飢たる者どもへ夫々に割渡べきの旨、仰下され候也。右御代官源四郎殿元々手代共へ評定あつて、先御救米の半を飢たる者どもへ

急に割わたして飢たる（五葉ウ） 者を救れぬ折ふし、麦の熟する時節にも成れば、飢べき人も次第に食物に取付、当時飢ざる様に成行ければ、公儀より御救米の半分は源四郎殿方に預り置れぬ。さてまた、源四郎殿支配所越後水原辺百姓等も年々御見とりの年貢は、秋冬より翌年の春へかけて、大概勘定にもつり、米穀金銀共に余慶に御代官まで出し置、翌年（六葉才）の春へ成りて、年貢式ことごとく皆済之うへ、江戸勘定所より御代官江年貢皆済証文渡り次第に委細の勘定ありて、過上不足を糺し、不足は取り立、過上は村々へ割戻、毎年如此して勘定方出入なく相済事也。然るに、源四郎殿子息庄三郎殿身持放埒にして、酒色にふけり奢りを極まる、故に、源四郎殿内証方殊之外不如意、甚困窮あまれぬ。（六葉ウ） 勿論、源四郎殿江公儀よりは支配地の石高に応じ、御式法の如く金子扶持米年々に下し給はる事なれば、手代ども扶持せられても年余り可有事なるに、子息の庄三郎の放埒により、内証はなはだ困窮により、かの村かたへわり戻しの金銀丁丑の年、年貢納より巳卯の年迄二ヶ年は、むら方へわり戻しのさたもなく打捨置れ、其上丑の年、公儀より飢人共へ下し（七葉才） 給はりし米穀も半分は其節渡し、半ぶんは源四郎どの預り分となりて、末是悲のわかちなく、是等の事江戸元々手代并在所元々手代等殊之外歎きて、毎

年源四郎殿<sup>江</sup> 公儀より下し置る、役料金扶持米余慶をた

当時黒田大和守家来 橋瀬勝左衛門

め置、夫にて右百性への割戻し、丑の年寅の年貳ヶ年分何

江戸詰手代 青木文右衛門

とぞ工面し済し、その上にて公儀より飢人救ひの半分源四

江戸私 用人 大野 善太夫

郎殿方へ、「われ」(七葉ウ)内証にての預り分抔、皆済し

庄三郎召仕下女 吉右衛門

侍らん。」と色々心をくだき居る折から、いか、致しけん、

そで親 そで

水原むら庄屋年寄共五人、江戸表へ罷越、右之訳委細目安

中追放 陣屋詰手代 般田十兵衛(九葉才)

を認め、御評定所へ度々訴へ出けるゆへ、御老中御相談に

陣屋手代 木村佐兵衛

て願書之通御聞置のうへ、源四郎父子并元メ手代共其外手

急度御呵の上御代官手代御構大江才兵衛

代共までことごとく御吟味有ければ、源四郎どの子息庄三

右同断 小野 惣太

郎不相応の奢りゆへ、内証不如意に(八葉才)付右 公

右同断 大原常右衛門

儀より御救米の半分并百性共割戻の金銀自身内証方江

右同断 村上軍藏(九葉ウ)

つとなく遣ひ込引負たるに極りければ、此旨 上聞に達し

雇手代

宝曆九年巳卯九月二日之夜御勘定奉行一色安藝守殿宅にお

みて左之通被仰付。

越後国水原御代官

改易軽追放

山中原四郎

流罪

嫡子庄三郎(八葉ウ)

同人江戸詰元メ手代

右同断

山田幸右衛門

右同断

流罪

陣屋詰元メ手代

右同断

田代甚右衛門

右同断

同先手元メ手代共

右同断



御吟味之上不埒之儀無之<sup>二</sup>付 高橋太一  
御手次第奉公可相勤旨被仰渡候 小松軍藏

山田幸右衛門妻

御構無之

門人 甥

関口喜右衛門

江戸払

此者は源四郎銀掛や也。有徳の町人成しと也傳

七

江戸十里四方御構

越後国水原村

源兵衛

急度御呵之上役義此放召 五人(十葉才)

右一件吟味事<sup>二</sup>付、御代官吉原久左衛門・横尾六右衛門兩人<sup>二</sup>茂間違之筋有之故、「御裁許之筋差扣可申哉。」と御伺ひ有ければ、伺之通急度差扣候様被仰付。

※【右一件拾老<sup>三</sup>候いだし可得候こと同様<sup>二</sup>御座候】との書き込みあり。

大坂油屋願之事

同九年、摂州水車新田といふ所の紋り油屋共、菜種買取候事江戸<sup>江</sup>下り、御勘定所へ御(十葉ウ)願申上候故、大坂紋り油屋并油問屋類、江戸表<sup>江</sup>被召候て段々御吟味之

上、御書付を以左之通被仰付けり。その書付候趣証文を認めさせ、公儀<sup>江</sup>差上げ候様被仰付たり。其証文の写、左の如し。

差上申一札之事

一大坂三郷菜種しほり油屋<sup>并</sup>綿実しほり油屋去寅五月、冥加<sup>めうが</sup>金銀上納願仕候義<sup>二</sup>付、三郷油懸<sup>か</sup>り之者共、同年十二月より、追々 御勘定所へ

(十一葉才) 被召出、小堀教馬様御代官摂州菟原郡水車新

田の者共、一統御吟味上上、此度一件落着被仰渡、右冥加銀願之義は、畢竟水車新田之者共、油しほり種買<sup>江</sup>願<sup>二</sup>可相障<sup>三</sup>為存付候事<sup>二</sup>相聞候。不埒<sup>二</sup>被思召過料被仰

付、冥加願ひは不及御沙汰<sup>二</sup>候。水車新田之者共も御年貢運上等を申立、油紋<sup>り</sup>菜種買方不相応かさ高成御願ひ申上、不埒之段(十一葉ウ)御呵り被遊、依之此已後三郷油懸<sup>り</sup>之者共、商ひ之仕方水車新田之紋<sup>り</sup>種買方之義等、御下知之趣左<sup>二</sup>被仰渡候事

一大坂油屋共かせぎ方之儀、寛保三亥年御触出し御座候処、毎年猥<sup>みだり</sup>相成、油相場不引下他国者菜種作り増茂不仕、大坂着高自然と不進、不取<sup>メ</sup>之義相聞候故、此度於御勘定所御糺被遊、油屋共渡世仕方其筋之(十二葉才)かせぎ方より過分之口銭を取、其外紛敷か、り物并余慶之舛目等を取捌<sup>さ</sup>きの段、油渡世にか、わり候者共一統心

得違、右亥年の御触之通候趣不相弁、御吟味之上難申上段、御勘定所におゐて銘々口上書差上候。然処、元来大坂問屋三百軒余有之由、種物斗売買仕候ニ茂無御座候。諸国より登り穀物菜種綿実御蔵屋敷方払種等〔十二葉ウ〕買入、絞り屋共へ売渡し来候処、右問屋や軒数多くまち／＼二付、舛目不相糺、口銭懸り物多くあぶらの相場も引き下す趣に相聞へ、依之向後右人数之内にて種問屋廿人、綿実問屋十人相究被下候而三拾人共外穀物等引請、是迄之通商売仕候様、尤種物時分の相場相応に買請、年中廻者二相違無之様ニ銘々帳面正しくしるし置、菜種綿実〔十三葉オ〕両しほり油屋共へ売渡し可申候。若着高押かくし候は、急度可仰付候。且又他国にて道買躰下買不仕様ニ此度御触流し有之。三十軒之問屋之外ニ而油絞り草買取候義御停爾被仰付候上者、水車新田之者ども絞り種当おもて三十軒之問屋より売渡べく候。右割合、壹ケ年菜種登り高、拾四万石より拾五万石迄有之候は、五十石ほどの内綿実〔十三葉ウ〕三拾万貫目買着候は、拾万貫程右之積を以年々増減にに成、可買取候様將又問屋共減少之儀者、種物問屋菜種壹石二付 銀壹匁  
綿実代銀 百匁二付 銀貳匁五分  
油問屋江戸廻代銀百目二付 銀八分

京廻油一樽ニ付絞油屋より 銀貳分

出油屋江戸廻油代銀百目二付 銀八分〔十四葉オ〕

京廻油一樽ニ付油屋より 銀三分

京廻油壹石二付 銀八分

右之通、問屋共手前へ木掛札仕置、後年ニ至迄急度相守、猶又油之直段引下候様可仕旨被仰渡、承知仕奉 畏 候。若前書ニ被仰渡候趣違背仕候は、何分之重科に茂可被仰仕候。依而請証文如件。〔十四葉ウ〕

菜種問屋

綿実問屋

油物問屋

油 問屋

油 屋

水車

月日

御奉行様〔十五葉オ〕

右証文之事、江戸御勘定所にて相定られ、御老中へ御伺ひ之上ニ而御評定所より大坂御城代町奉行所江被仰下候由、皆々被召出証文印形押させ、大坂絞り油屋共より過料として錢百貫文差上候と也。凡此度之一件大坂絞りニ付油屋一軒ニ付入金貳拾五両程宛入用有之由承り候。〔十五葉ウ〕

河州久宝寺村安井何某が事

同年河内国久宝寺村にあそべり。此地に庄屋の受地といふ有。年貢は田一歩、四合つ、の積りにて、上納し手下の百性よりは、壹歩二六合つ、の利徳とす。むかし大坂合戦夏陣の時、久宝寺村の庄屋安井何某といふ者、関東方へ味方し、大坂方大將長曾我部宮内少輔にこの久宝寺の郭を(十六葉才)あたへず、よく持かためし御褒美として將軍家秀忠公台徳院様より御免許有しと也。此事は、惣軍奉行本多美濃守の推挙によつてなり。今に子孫その由緒によりて、安井某家へ下し給はり、御朱印之写しと同村百性の家にもてり。爰にうつして代の人にしらす。今度其榔堅固相保不令自由長曾(十六葉ウ)我部之段神妙之至思召也。因茲向後其榔汝四合之積り可皆済。従下百性所納就一步六合之勘定有御免者也。仍御朱印被下之以上。

慶長二十年卯五月六日 御朱印

阿部備中守執次

墨印

久宝寺村庄屋

安井何某(十七葉才)

將軍宣下之事

同十年辰二月四日

征夷大將軍源家重公右大臣に御昇進、嫡子大納言源家治公右大將に御兼任

勅使

柳原前大納言殿

廣橋前大納言殿(十七葉ウ)

女院使

綾小路宰相殿

准后使

五辻治部卿殿

御衣紋

樋口宮内卿殿

御身固

土御門三位殿

綾小路宰相殿御替替

六條宰相中将殿

御転任役

庭田大納言

御兼任消息宣下(十八葉才)

中山頭中将殿

上卿

葉室大納言殿

奉行職事

日野左中辨殿

將軍家より右御礼御名代参上仕

京都御名代

井伊掃部頭殿

御名代井伊掃部頭殿は、親喪ニ付讚州高松の城主高松少將殿御勤、首尾能御勤之功勞として、中将に転任有しと也。日光山江右御昇進(十八葉ウ)御兼任御申上

松平肥後守殿

御兼任御申上

として

御名代

小笠原伊豫守

阿部 飛驒守

御控

稲葉丹後守

中川修理太夫

伝奏懸り御免

毛利山城守

同御控

伊達紀伊守

同御控

京極佐渡守』(十九葉才)

同御控

堀丹波守

### 江戸大火之事

同十年辰二月六日夜、江戸濱松壺丁目りやう理屋久國屋  
 吉右衛門方出火芝神明の地内不残やけ、南側不残焼失、夫  
 よりはま松町片門前・中門前・新並町・加藤佐渡守殿御下  
 やしき・金杓の松平相模守殿御下屋しき不残焼失、』(十九  
 葉ウ) 其夜神田旅籠屋町壺丁目明石や源兵衛より出火、御  
 使番永井伊織殿御下やしき半分やけ、花房町・山本町・佐  
 久間町・六間町・八間町・平川町・岩井町・富田町・紺屋  
 町・小傳馬町・大門通り・田所町・長谷川町・人形町・  
 乗物のりもの・堺町・吹屋町・中村勘三郎・市川宇左衛門南芝居  
 操り芝居ことくく焼失、泉町・難波町へつつい河岸より、  
 濱町辺の武家屋舗』(二十葉才) 不残大川端より新大橋や

け落て、深川へ飛火うつり、海邊大工町・清住町焼失、れ  
 いがんじま靈巖寺・法泉寺の塔頭、其外寺く多く炎上し  
 夫より火のもへ口二つに成、一口は内柳原・小柳原・永田  
 町より通り新石町焼ぬけ、鍋町・鍛冶町・本白銀町・本石  
 町・本町・宝町・瀬戸物丁・小田原町すべて通町の東側不  
 残やけぬけ、夫より飼葉町へ飛かへり、れいがん嶋河岸』  
 (二十葉ウ) 通り浜手三留り、又一口の火は、いよく  
 ひろくやけて、堀江町・照降町・小網町・はこぎき町・行徳  
 河岸までやけ、此時風替り、正面のかげことの外烈しく、  
 永代橋やけ落、深川へ飛移、中嶋町・八まん町新地のこら  
 ず焼失、三十三間堂炎上し、洲崎にて火とまる折ふし、雨  
 風ますますはげしく泉橋の辺より跡の火もへ出、りやうかん  
 町・としま町・橋本町・大川端』(二十一葉才) 武家屋敷  
 米沢町・やげん堀・両國廣小路を限りにて、翌七日まで焼  
 て漸々火慎りぬ。永代橋・新大橋・江戸橋を初として大橋  
 凡二十八焼落る。その外小橋三十焼亡、死人凡百廿人、  
 寺数凡貳百軒、表店斗籠数拾貳万九百軒、武家やしき百  
 六拾軒、米・酒・醤油・水油・魚油・くり綿・木綿・  
 干鰯・かつほふし・かます・干物類、おびた、しく焼亡す。  
 近年』(二十二葉ウ) 未聞の大火なりといへり。

武家屋舗焼失名目は

西尾隠岐守殿

田沼主殿頭殿

板倉佐渡守殿

堀田相模守殿 松平宮内少輔殿 秋元但馬守殿  
 永井伊賀守殿 米倉丹後守殿 牧野豊前守殿  
 水野耆岐守殿 牧野越中守殿 佐竹耆岐守殿  
 酒井雅楽頭殿 阿部飛騨守殿 本田伯耆守殿  
 土井大炊守殿 土井伊賀守殿 土井能登守殿』

(二十二葉才)

右何れ茂下やしき也  
 酒井遠江守殿 浅野隼人殿 菅沼織部正殿  
 牧野大内蔵殿 水野豊後守殿 水野勝五郎殿  
 新庄越中守殿 中野竹右衛門殿 安藤丹後守殿  
 能勢治左衛門殿 金田遠江守殿 水野助九郎殿  
 戸田大学殿 大久保虎之助殿 戸田近江守殿  
 千本佐兵衛殿 水野左太夫殿 龜田与兵衛殿  
 黒川佐助殿 浅倉仁右衛門殿 牧野越中守殿』

(二十二葉ウ)

飯塚五郎兵衛殿 飯塚孫三郎殿 池永沖之丞殿』  
 横瀬駿河守殿 牧野豊前守殿 松平伊豆守殿  
 徳 刑部卿殿 戸田采女正殿 朽木土佐守殿  
 右 上屋敷焼失  
 井上河内守下やしき半やけ也。松平遠江守殿下やしき・酒  
 井雅楽頭殿下やしき・秋元隼人殿下やしき右之外、つぶさ  
 にしるすにいとまなし。爰に其大略をしるしぬ。此火事按  
 ずるに江戸の地十分の二ならん。凡巾四丁二長サ四里半  
 といへり。』(二十三葉ウ)猶委く奥に知るす。  
 同九年、江戸御城御本丸・二の丸・西の丸にて毎夜とほ  
 し火に用る所の油、一夜二八石宛入由。凡壹ヶ月ニ貳百四拾  
 石也。誠に 將軍家天下を掌振し給ふ、宇宙最一の御城  
 にておはしませば、左も有べき事也。諸方司儉約を専にと  
 て勤侯あるもむべ成といふべし。右大火事之節、問屋焼失  
 之品々、』(二十四葉才) 江戸御奉行へ御改申上候員数。  
 一 米合八万八百六拾七俵  
 内 四千三百六拾七俵 武家方米  
 但 屋敷方米除之  
 一 米合壹万九千七百七拾貳俵 旅人米  
 一 同合五万六千五百貳拾七俵 所持米  
 一 酒合八万四千五百樽

一 醬油合壹万四千七百九拾樽』(二十四葉ウ)

一 酢合千百樽 一 水油合八千九百五拾九樽

一 魚油合貳拾七樽 一 操綿合四千七百七十本

一 木綿合四万三千九百八十反 一 茶合壹万六千本

但量目次第不同有之

一 干鰯合四万三千四百拾六俵

一 鯉節合千四百九拾箱 一 同四百貳拾壹樽

一 鯉節百拾樽 一 かます千物千四百五拾俵

一 佐渡貝四拾六俵 一 同五百五拾樽

一 同三拾箱 一 くらげ合三筒』

(二十五葉才)

一 串海鼠合三櫃 一 同三拾箱

一 からすみ 十四箱 一 なまこ合貳筒

一 こんふ 三拾壹俵 一 塩鯛貳拾俵

一 酒七百貳拾樽 一 焼塩貳百俵(但壹俵

／五十壺入)

一 杉はし貳百筒 一 干大根五百俵(但壹

但し壹筒貳百把入 俵／百四十本／貳百

本人)

一 梅干貳拾樽(但壹樽／四斗入) 一 伊勢干瓢十筒(但

壹筒／十目入)

一 縦四寸七分板三千六百七拾四挺』(二十五葉ウ)

一 同板八百拾四挺

一 同板三千四百八拾四挺

一 炭 四百五拾俵

以上

古新奇談貳編第八終』(二十六葉才)

古新奇談貳編第拾卷

目錄

一 諸方好士狂歌発句之事

一 本間孫四郎弓勢末世明白之事

一 名歌之徳而火災のがれ之事

一 北国御救米御心愛之事

一 蝦夷ケ嶋再見之事』(一葉才)

一 蝦夷ケ嶋仏神有無器材之事』(一葉ウ)

古新奇談第拾卷

諸方好士狂歌発句之事

宝曆八年夏の初、開好堂口松といへる隠士のもとに遊び

しに、其家に古き書拾ありし。狂歌のいと面白きあり。左

記しはなしの種とす。或人の隠居の狂歌に、

隠居せば上田三だんみせせうゆ』(二葉才) 薪たくさ  
んおとこ老

ある人はいかゝるの達者成人に、「うたひの三つ四つ斗を  
発句につゞれ。」といひければ、とりあへず、

身は二人しづかにとほる夜討曾我

『三輪』・『二人静』・『とほる』・『夜討曾我』四番なり。そ  
の家に探雪の筆に墨絵の布袋あり。布袋は川を渡りて川の  
うちにおり。岸を見かへりみれば、岸には子ども布袋のあ  
とを追ふかたちを』(二葉ウ) 写せり。或人狂歌に、

世の中はなかれわたりのうそのかわあさい事く子ど

もこい

同家に『関寺小町』の絵あり。小野小町老衰して、世に落  
ぶれたるかたちなり。賛の一句有。

花す、きはては在けり炭だはら

花す、きとは、むかしの小町の花の姿をいへり。はなす、  
きとは、秋の景物にて風雅の人和』(三葉才) 歌によみつ  
らねたるやさしきものなれ共、枯たるのちは、炭のたわら  
に成となり。おちぶれたるをかくよみたり。貧しきものあ  
りて、「けふ食すべき米さへなかりければ、是非なく  
檀那寺江米五舁をかし給はれ。」と申遣はして、狂歌一首

ほとけさま米をこせうにたび給へしやうがいのおも

ひでにせん』(三葉ウ)

五舁は後生、一生涯を舁舁買と口あひによみたるなり。い  
とおもしろし。浅草に前句採点者あり。「寄せ句のうちに  
廻文いふて見や。」といふ題に、

きじのかたも、たかのじき

又国づけの句に、

越後屋が甲斐隠岐駿河丹後志摩

右六ヶ国あり』(四葉才)

近き世上に百人一首の下の句をとりて、色町・女郎・  
中居・客などを見立たる書捨有し。面白く覚へ記して談笑  
をたすく。

女郎の夜着のうち

けふ九重にほひぬるかな

欠落せし女郎

あわて此世をすこしてよとや

夜道おそる、客』(四葉ウ)

有明の月を待いつるかな

ゆびを切し女郎

なかれもあへぬもみぢなりけり

夜道にまよひぬる客

雲のいつこに月やどるらん

行合にほれる女郎

人しれずこそ思ひ染しか

為なになりてもいやなきやく』(五葉才)

人こそ見へね秋あきは来きにけり

すべてながれの身みは

しるもしらぬも逢坂あふさかの関せき

たま／＼あふ間夫まぶ

ゆめのかよひち人めよぐらん

中居なかいの身みは

おきまどはせるしら菊きくのはな

心中しんちゆうした女郎ぢやうらう』(五葉ウ)

名こそながれて猶なほきこへけり

身みの上うへをはなす女郎ぢやうらう

かこち顔かほなる我涙わがなみだかな

いつもうれぬ女郎ぢやうらう

なが／＼し夜よをひとりかもねん

はやらぬ女郎ぢやうらうの身のうく

人をも身みをもうらみざらまし

初会しよくわいの客きやく』(六葉才)

行衛ゆくへも知らぬ恋こひの道みちかな

ふられた客きやく

かたむく迄までの月つきをみしかな

同八どうはちのとし、江戸えどにて狂歌きやうかよめる人の口くちずさみしは、

公家武芸くげぶげい武士ぶしは商人あきんど医師いし役者やくしや町ちやうは仏法ぶつぽう坊主ぼうしゆいろ事こと

此狂歌は、今の世よの人銘めい々い我わすべき道みちにうとく、本ほんをとり失うひしを読よるにや。公家こうけは武家ぶけ』(六葉ウ)を学まび、武士ぶしは利りを求もとてあきん人の如ごとく、いしやはやく者の如ごとく心得こころえ衣装いしやうを飾かり、町人ちやうじんは仏法ぶつぽうにふけり、坊主ぼうしゆは色事いろことに大事だいじを忘わする、世界せかい成なとぞ。

本間孫四郎弓勢末世ほんまごんしやうきゆうせいに明白めいはく之事

同二年どうにの比ひ、河内国かほち石川郡いしかは森屋もりやといふ所に遊行ゆぎやうせしに、此地ちはむかし元弘げんこう・建武けんむの比ひ、楠判官くすのはんくわん』(七葉才)正成まさしげが籠こもりし赤坂あかさかの城ちやうに近ちかし森もりや村むらの庄屋ぢやうや一作いちさくが方に至いたりぬるに、一つの大きな矢やの根ねを出いして見みせける、其矢そのやの根ね大おほなる事こと、今の鐘かねを見る如ごとく。しげるせんだんの木き一株かずあり。何なにの故ゆゑもなきに、「枯かれぬ薪たきぎにせばや。」と村むらの人ひと／＼よりて、其木そのきを切きてたきしに、樹きのなかばとおもふ所に此矢このやの根ねよこにつらぬけり。能よく／＼おもひ見るに、昔むかし楠正成くすのまさしげ赤坂あかさかの城ちやうにこもりし時とき、鎌倉かまくらより』(七葉ウ)諸国もろくにの軍勢ぐんせいを以もつて此城このちやうを攻せむ。其時そのとき今の森もりや村むらは戦場せんじやうなりしに、此木このきます／＼成長せいちやうし、みきふとりぬる故ゆゑ、遂ついにに樹き中ちゆうにかくれたる物ものならん。「扱あ／＼としふりたる物ものかな。」とて、矢やの根ねを引ひぬき見みれば中心ちゆうしんに文字もんじあり。よく見みれば、本間ほんまご孫四郎ごんしやうとあり。然しからば、孫四郎ごんしやうも其時そのときは鎌倉かまくら方かたよく赤坂あかさかの城ちやうの寄手よせへ加あはりたると見みへて、矢やの根ねの至極しごく大きなるを見て、孫四郎ごんしやうが弓勢きゆうせい』



〔八葉才〕甚つよかりしを知れり。『太平記』に孫四郎が弓勢を事ぐ、敷書残せしも偽はりならざりし事をしれ。

名歌之徳にて火災逃れし事

同九年、江戸へ下りて所々一見して大坂へ帰りぬ。東海道戸塚と云、駒田本陣にとまりぬ。此駅は本陣斗年古き家居にして、外の家々は〔八葉ウ〕みなく、近年新に建し家居也。本陣の亭主に対面し、むかしの物語して居けるに、ていしゆのいへらく、「享保年中勅使の御下向にて則我等が宅に旅宿し給はり、其夜このこの駅のはしより出火して、其火すでに我家へ近づきし時、勅使江申上て、『火災有之。すでに我家への危く候へば、他家へ御移り被遊候』様す、め参らせけるに、勅使少しもさわぎ給はず、硯箱・料紙〔九葉才〕を出して、一首の古歌御書あり。『是を此家の屋根へたて置へし。其火消て、汝がこの家は別条あるまじ。働座に及ぶべからず』との上意有。亭主ふしぎながら、仰のごとくにかの歌をかける短冊を竹にはさみ、屋根のうへに建たり。不思議や、隣家までもへ来りし火そのま、消て、其家別条なし。その年も過て二三年も経ぬらん比、またく此駅の端の家より出火して、〔九葉ウ〕また我家へ火の及ばんと仕ける故、已前のごとく彼短冊をとり出し、其時のごとく屋根の上へたてしに、また此度も前の如く、

また火消へ、此家別条なきゆへ、我家の左右はみな新敷家居。」の由かたりぬ。予もあまり不審に存、亭主に乞て、その短冊を拜見して、其儘に爰に写しぬ。文字等左のごとし。

かめのをの山のいわねをとめておつる〔十葉才〕滝のしら玉千代の数とも

と短冊に知るされたり。あんずるに、此歌は『古今和歌集』に出たる古歌也。不思議の事成ば、爰にしるして後人に知らしむ。

同九年の初冬、江戸より摂州・河州・泉州支配の御代官へ阿蘭陀の木綿種を少々宛下され、摂泉の地面木綿を作る百性共へ割付遣はし置、「来年八月に一粒たね蒔こ、ろみ候様に。」との事也。〔十葉ウ〕其綿種黒とび色にしてあさがほのたねの如し。此綿のこへ牛の屎を用由、生茂る時は、高壺丈余にてわたのふく事大さ成手に一つかみ程づ、ふく。常にはしこをさしのほりて綿を取よし、来年八月ごといたねまきてこ、ろむへき由仰渡され、阿蘭陀木綿の事『農業全書』に見へたり。

北国民御救米御仁愛之事〔十一葉才〕

同七年丁丑の秋、北陸道五穀不実、多くは飢に及べり。公儀并地頭より飢人を救はんと米穀をわかちたまひて、

飢饉を凌がせ其不足を補へり。越後国水原の御代官山中源四郎殿よりも、「支配の村々、飢人多かりしかば、御救ひ米下し置れしかるべし。」と、江戸御勘定所へ願ひ遣されければ、早速御救ひ米下され、飢たる者共へそれ／＼に割渡すべきむね仰下」(十一葉ウ)され、依之御代官源四郎元メ手代共へ評義有て、先御救米半を飢たる者共へ急々割渡してすぐわれける折ふし、麦の熟する時分にも成ければ、次第／＼に食物にとり付うへざる様に成行ば、御公儀より御救米之半分は、源四郎どの預り置れ、扱また支配所越後水原辺百性等も年々御見取の年貢は、秋冬より翌年之春へかけて大概勘定に」(十二葉オ)積り、米穀金銀共に御代官まで出し置、翌年春に成て悉く年貢皆済之上、江戸御勘定所より御代官江年貢皆済の証文わたり過上不足を正し不足は取立、過上は村々へ割戻し、毎年／＼年貢勘定方無出入相済来れり。然るに源四郎との子息庄三郎身持放埒にして、酒色にふけり奢をきわめ、去に依て源四郎殿内証殊の外」(十二葉ウ)不如意にて甚困窮也。かの村方へわり戻しの金銀、丁丑の年貢納より、巳卯の年迄二ケ年は、村方わり戻しのさたもなく打捨置れ、其上丑の年に公儀より飢人どもへ下し給はりし米穀も半分は其節渡し、半分は源四郎殿預り分となりて、未是悲のわかちなし。是等の事江戸元メ手代并在所元メ手代等殊の外歎きて、毎

年源四郎殿へ皆々公儀より」(十三葉オ)下置る、役料金扶持米の余慶をため置、それにて右百性へわり戻し、その上にて公儀より、「飢人に御救ひの半分内証預り分杯皆済し侍らん。」と、いろ／＼心をくだき居る折から、いかゞ致けん、水原村庄屋年寄共五人江戸表江罷越目安を認め、御評定所へ度々訴へ出ける故、御老中御相談之上、願書之通り御聞の上、源四郎父子并元メ手代こと／＼」(十三葉ウ)く御吟味有ける所、子息庄三郎相応の奢りゆへ、内証不如意ニ付、御救ひ米の半分并わり戻しの金銀自身内証方へいつとなく遣ひ込引負ひたるに極りければ、此旨を上聞に達し、宝曆九年巳卯九月二日の夜、一色安藝守殿宅におゐて左之通被仰付。

越後国水原御代官

改易軽追放

山中源四郎

(十四葉オ)

流罪

同嫡子庄三郎

同人江戸詰元メ手代

山田幸右衛門

陣屋詰元メ手代

田代甚右衛門

同 同先年元メ手代

当时黒田大和守家来

稲瀬勝左衛門

江戸払

江戸詰手代

青木分右衛門

源四郎召仕用人

大野吉太夫

庄三郎召仕下女

そで

(十四葉ウ)

中追放

そで親

吉右衛門

陣屋詰元手代

船田十兵衛

急度御呵の上御代官

手代奉公御構

木村佐兵衛  
大江才兵衛

小野惣太

右同断江戸詰手代千原惣次郎・中嶋喜市・大原常右衛門・

村上軍藏御吟味之上、不埒之儀無之ニ付、勝手次第奉公可

相勤旨仰渡され、又(十五葉オ)雇手代高橋太一・小松

軍藏御構無之者山田幸右衛門妻・同人甥

江戸払者

江戸町人

関口喜右衛門

此者は、源四郎金かけやなり。有徳の町人也。

江戸十里四方御構

傳七 源兵衛

急度御呵之上役義召放さる

越後国水原村願人

五人(十五葉ウ)

「右一件吟味之事ニ付御代官吉原久左衛門殿・横尾六右衛

門殿兩人間違之筋有之ゆへ、御裁許之節差扣可申哉。」

と被伺ければ、窺の通急度差候様仰付させらる。

※【右一件は、先之第八の巻二而一覽仕候間 敷ノ断

申候。二度よみいやく。】との書き込みあり。

蝦夷ヶ嶋細見之事

同八年の冬、泉州商ひ船蝦夷に漂泊し、翌年季夏本国に無恙帰帆せり。予船中に(十六葉オ)て何某といふ翁に逢ふて蝦夷のはなしをとふ。其一二をこゝに知るし談の柄とす。

蝦夷松前志摩守殿居城より四百里程路のほどありといふ。其地山多くして、平地少し人家海辺に住居し、魚をとり鳥を射て、是を業ひとして耕作する事なし。蝦夷と松前の堺しかとしたる境目なし。田澤・乙郡・ちご・あかや・津軽・茂島地・留川・へげやれなど、いふ所までは(十六葉ウ)日本松前人と入交りに住居す。しかし、ゑぞの者は松前の人とまじり居る事不好。次第にいつとなくゑぞは蝦夷へ引入て、近年は人少し日本松前の人をゑぞの者はしやもといふ。田沢・乙郡の蝦夷は、近年瘡癩・麻疹はやりて死亡し、今は大かた種類断絶せり。むかしより、惣奉行職なし。所く、庄屋の如き者首領に成て、万事を裁判す。礼法なく、勇力強気なる者自然(十七葉オ)とかしらと成、万一支配のゑぞ制法を背く者あれば、さつそく松前志摩守殿居城松前へ注進し、其下知をうくるなり。毎年松前どのより、役人通事を召連行て、首領をよび集めて制法のケ条を申聞せて、「公儀の御大法を守るべし。」と也。其かしらといふ者は、大身なりといふ。日本人を蝦夷

にてはしやもと呼なり。年貢といふ事なし。志摩守殿江目見への時、其地の産(十七葉ウ)物をさぐる。松前家よりも下され物有。宗盲人別改なし。故に、惣人数知れず。中蝦夷より奥蝦夷に至りては、父母兄弟姉妹も夫婦と成なり。勿論一族の内にて縁組をなして、他人の種をまじへざるをよしとす。男一人に妻は四五人より七八人までも有なり。首領小かしら等は、平人よりは数多有なり。大かたは三人五人也。ならばかしとておかしきものなり。尤あきなひなどに行先々(十八葉オ)に別家をかまへて、妻壱人つ、さし置、もし誰にても定りたる主有女を犯す時は、其男の頭髮壱すじも残さずぬきするなり。もし女の方よりれんぼしておかす時は、其女の耳にかけたるかねを取置、露顯したる節は、夫を出して、女より仕かけたる事をいひて、かの耳がねを見てしやう扱とす。其時は、男はゆるして女斗をのこらずぬきするを法とす。女子はもろこしの如く初生の時に(十八葉ウ)耳に穴をうがち、かねの輪を入置事也。惣じて女は一夫の外、他夫にまみゆる事を禁ず。小科をおかす時は、其者をはだかにして打た、さす。軽重によりて数の作法あり。是をす、打と呼也。た、かれてことの外難義に思へば、所持の珍物を出して其罪をあがなふ也。道具は古きを調法す。日本の膳・碗・折敷・硯箱などを持参する時は、蝦夷の地の産物を多く出して替るな

り。(十九葉オ)若ことの外所望に思すは、産物を数多くして損徳の差別なくかへる事也。古鏝彫物したる器材等秘蔵して、代々持伝ふるなり。秘蔵に思ふ器材あれば、他人に殊の外隠置となり。是を知れば、わざとむりを云かけてねだりて、此器材を取て奪ふ故、ふかく隠すと成なり。金銀通用はなし。いづれも物と物を互いに替あふ事なり。唐土の市のごとし。食物は米は稀也。(十九葉ウ)粟・稗・大豆・小豆・大角豆・瓜・茄子・ふき・いたどりなど、所々に植て作る平生の食物は、魚鳥・草木の葉なり。衣服はもろこしと日本と有合にふつ、かに着せり。病氣の時は、草木の葉を煎じて吞、医師なし。酒はこのみて吞者多し。下戸はまれなり。日本の酒をことの外常、翫す。蝦夷にてもあまざけを造る。しかし、貧者のみ是を吞、首領の者は曾て吞ずと(二十葉オ)なり。文字なし。外国へ通路する事知れず。南京北京などの地へは、絶て音信なし。

#### 蝦夷ケ嶋仏神有無器材の事

此蝦夷か嶋に神社なし。しかし、神をかまいと呼也。神の類なるものあつて、尊敬するにや。山海にむかひて礼拝する事も有。人死すれば、屍を箱に入れて、刀・膳・碗・盃・盃など入用の道具を箱の脇へ(二十葉ウ)入て土中に葬

るなり。墓のしるしにや、五六尺斗の丸木を立て、其人の帯せし刀をかけ置、位はい・神主・珠数なし。烏魚の肉を備へてまつる、也。痲瘡・はしかなど病ときは、必死するとして捨て逃かへる故、十人に九人までは死するなり。ゑぞ人は熊をよくつかふ事法ありて、甚だ能馴くものなり。はじめに雌牛の乳をとりてのませ、成長するにしたがひて魚肉をあたへて食せしむ。『(二十一葉才) 飼ふに長短有て、「もはやよく成長せしむ。」と思ふ比に、大木貳本にて熊をはさみ、男女五六人寄て押殺し、胆を取、皮をはぎて物とかへ、肉は食するなり。熊を殺す事は、いつれ十月也。ころして後、みなく寄合て大きに歎き、弔ひて、餅をつきて、食するなり。男は魚鳥をとりて朝夕の業とす。常の食物は、魚鳥斗なり。女は薪・昆布をとる。衣服をぬひ、綿布・も』(二十二葉ウ) めんを織を職とす。日本の米を得る時は、食にたきて魚鳥を本碗にとり、米飯を汁碗にもりて、日本の菜の如くにして、食する也。毎日昼は午の刻過に一度食し、夜は黄昏より夜半迄に五度ほど食する也。昼は業ひのかせぎにさ、わるゆへ、食一度夜は休足するゆへに、食五度はかり也。男は形顔壮健にして、髪赤く髭長し。海水に入て魚をとるゆへ、髪ちぢみたり。女は『(二十二葉才) かみを中程にて切り、鉢巻にす。髭なし。唇を針にて突入墨し、手のかうにも入墨しているく』の模様あ

り。衣服のゑりに珠数のごとく玉をつらね付るなり。別にけさの如き物をかける。是をうちしとぎといふ。しとぎとは、日本のたゝぎがねの如くに至極ちいさく、白銀にて丸く拵らへ、いぼのごときもの有なり。日本の守り札のこき物なり。是を身にそふる時は、悪魔おかす事なしと』(二十二葉ウ) いふ。男女常に携へ持道具は半弓なり。木にてつくる矢は短くして、二ツ羽なり。鏃にどくぬりて射るなり。毒薬はとうがらしと蜘蛛とすりませたるもの也。人の肌肉へ入ると肉くさるなり。此矢に当る時は、その肉を小刀にてくりぬき、毒をさればゆる也。どく気肉へ入くさりぬれば、小刀にてくりぬくといへ共、痛みなし。矢尻一寸斗より深くは入ざるなり。此毒を解するには「んにく」(二十三葉才) と鉛をすりませてぬるもよし。矢筒の形、日本に同じ。ゑぐし日本の刀なり。日本より求めて帶せり。刃物鍛冶老人もなし。すべて日本のかたな・わきざし・太刀の類を用るなり。しつたんね、一説はしりたんねとも、是は木にて作れる刀なり。常は家内にかけてかざり置也。他人に飯をす、めもてなす時、此しつたんねを帯するを札とす。すず、罪人をたゝく棒なり。長貳尺斗にして、形』(二十三葉ウ) は日本のもちりの如し。いぼをうへたり。弓の弦を藤の真をとり用る。蝦夷にてあるとよぶ草のかわをとりて作る也。領主松前殿へ蝦夷人目見の時、役人

酒を出さるゝに、盃をきろふ故、中腕・小わん・箸一本をそへて出す。其時、手を摺りて礼拝し、箸をとりて鼻の下のひげをあげて酒を三腕たべて、若だへ酔ふ調法も仕候へば、悪しく候間、酒を御納め下さるべ』(二十四葉才) く旨を述べ、頭を下げて一札をなす。返事彼是を聞届、酒を納る也。罪科有て其人をすゞにて打時は、打るゝ者は、三尺手ぬぐひの両端を両の手にとつて首にかけ、かたをぬぎて井間斗先へ声をかけ、小おどりして走り行、打者もすゞをふりあげて、是も同じく小おどりして跡より走りかゝり、互に気の十分にみちたる時、足をふみちがへ、うけ身になりて』(二十四葉ウ) 立留る。其時、外の人打るゝ者の前に立ふさがり、足を踏ちがへて、うたるゝ者の両のひじをとらへ、我腹にあてとらへて打すなり。これはうちたふされぬやうにと也。打者はのしかゝり、十分に打ち互の勢ひ面白く、いたまざる様と先へことはり頼めば、すゞを布にてまくなり。勿論打に多少有之、罪の軽重によるなり。蝦夷けんくわは口論する時、すゞにて打合ふなり。まけに成べし。見ゆれ』(二十五葉才) ば、例のごとく債ひを出して詫言するなり。すゞを請やうを幼少五六歳より習ふ。初には革を背中当てうけ習はす。痛強くしても打殺されざる様の練磨をならひ覚て、第一の芸能とす。半弓にて的を射させるに、十本に十本はまるにあたるなり。これは、

的を射なれざる故なり。鳥を射、獸をねろふ時は、こまかにあたる事十本に一本もはづれぬなり。』(二十五葉ウ) 古新奇談貳編第拾壹終』(裏見返し)

〔追記〕

※本書中には、今日の人権擁護の見地に照らして不当・不適當と思われる語句や表現があるが、作品発表時の時代の背景を考え合わせ、原本の表現通りとした。『古新奇談』の閲覧ならびに翻刻紹介を許可くださった中京大学図書館にこの場を借りて御礼申し上げます。